

平成31年度鴨川小学校 いじめ防止基本方針全体計画

学校教育目標

挑み続けるたくましい
鴨川っ子の育成

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・加東市いじめ防止基本方針

○学校・地域の実態
・小規模校・複式学級の良さで児童に目が行き届きやすく、つながりが密になる。
・豊かな地域(自然、歴史、文化等)を心のよりどころにする。
○児童(生徒)の実態
・児童は素直で何事にも前向きに取り組む。しかし、人間関係が固定化、序列化する。
・日常的に地域の人々と子どもとの接

教職員の基本認識

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。

未然防止

いじめを生まない土壌づくり

- 人権教育の充実
- 道徳教育の充実
- 体験教育の充実
- 特別活動の充実
- 情報モラル研修
- 学級経営の充実
- 分かる授業づくりの実践

早期発見

子どもの変化を敏感に察知

- 日々の観察
- 面談(月1回)
- 日記や生活ノート(連絡帳)
- 教育相談
- アンケート(QU)の実施

早期対応

問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応

- ※いじめ防止対策委員会を招集
- 正確な実態把握
 - 指導体制、方針決定
 - 子どもへの指導・支援
 - 保護者・地域との連携
 - 継続的な指導・経過観察

いじめ防止対策委員会

【構成員】

校長、教頭、生活指導担当、学級担任、専科担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

【調査班】

担任、専科、養護教諭

【対応班】

生活指導担当、担任、養護教諭

いじめ発生

緊急対策会議

●保護者、地域との連携

- ・PTA
- ・学校評議員会
- ・保護司
- ・民生児童委員会

●校内組織

- ・生活指導委員会
- ・学校教育改革推進委員会
- ・研究推進委員会